

児童クラブを利用されている保護者の皆さまへ

仙台市子供未来局児童クラブ事業推進課

令和 4 年度の児童クラブ保護者負担金の取扱いについて

保護者の皆さまにおかれましては、日頃より本市の児童館及び児童クラブの運営にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

令和 4 年度の児童クラブ保護者負担金につきまして、下記のとおり利用実績に応じた負担金の減額の取扱いを終了し、ご利用案内の記載内容のとおり取り扱うことといたしますので、お知らせいたします。

なお、今後の新型コロナウイルスの感染の広がり等、状況の変化により対応を変更する場合は、改めてお知らせいたします。

保護者の皆さまには、マスク着用や手洗いなど児童の基本的な感染対策にご協力をお願いいたしますとともに、児童クラブ内の 3 密回避のため、利用の自粛等を含めた感染予防対策につきまして、引き続きご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

記

1. 令和 4 年度の保護者負担金について

本市の児童クラブ保護者負担金につきましては、令和 2 年 3 月から令和 4 年 3 月までの間、利用回数に応じた減額を実施してまいりました。

この取扱いにつきまして、令和 4 年 3 月のご利用分を持ちまして、終了させていただくこととなりましたので、お知らせいたします。

変更前		変更後	
利用実績に応じた負担金の減額 (令和 4 年 3 月まで)		ご利用案内の記載内容 (令和 4 年 4 月から)	
区 分	基本額	区 分	基本額
月の利用 0~5 回	1,000 円 (500 円)	利用回数によらず	3,000 円 (1,500 円)
月の利用 6~10 回	2,000 円 (1,000 円)		
月の利用 11 回以上	3,000 円 (1,500 円)		

※基本額の ( ) 内の額は、すでに世帯収入等に基づく減免で 1,500 円になっている方の基本額

2. 口座振替について

令和 4 年 3 月分につきましては、児童クラブの利用実績を確認したうえでの金額確定となることから、口座振替は令和 4 年 5 月 2 日 (月) に行います。利用回数と振替金額に相違がないかご確認いただき、相違がある場合は下記連絡先までご連絡ください。

令和 4 年 4 月分以降の保護者負担金の振替につきましては、当月分を毎月末に振替いたします (月末が金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日に振替します) が、令和 4 年 4 月分につきましては、上記に伴い 5 月分振替日 (5 月 31 日) にあわせて、2 か月分 (令和 4 年 4 月分と 5 月分をあわせた 6,000 円 (減免適用の方は 3,000 円)) を振替とさせていただきますので、あらかじめご承知おきくださいますようお願いいたします。

仙台市子供未来局児童クラブ事業推進課  
 仙台市青葉区上杉 1-5-12  
 電話：022-214-8176